

## 第2回 岡山県最低賃金専門部会

### 議 事 要 旨

#### 1 日 時

令和3年8月2日（月曜日） 午後3時00分～

#### 2 場 所

岡山県岡山市北区下石井1-4-1  
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室D

#### 3 出席者

公 益 委 員 : 3人  
労働者代表委員 : 3人  
使用者代表委員 : 3人

#### 4 審議事項

(1) 岡山県最低賃金額審議

#### 5 議事要旨

(1) 岡山県最低賃金額審議にあたっての主張、それぞれの基本的な考え方について、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

##### 【労働者側の意見要旨】

##### ① 新型コロナウイルスに関して

- ・コロナ禍以降、格差と貧困が明らかに拡大し、生活困窮者が増加していると考えている。
- ・最低賃金近傍で働く労働者、解雇や勤務日数の減少、収入が激減するなど、生活の困窮度は深刻さを増していると思っている。
- ・最低賃金を引上げることにより最賃近傍で働く労働者の生活の安心、安全を担保することが不可欠であり、また、厳しい環境下での最低賃金の引上げは社会的セーフティーネットとしてのメッセージとなり得るものである。

##### ② 最低限度の生活ができる生計費について

- ・岡山県の最低賃金の水準は不十分であり、現行の岡山県最低賃金の834円で試算すると、2,000時間働いても年収では167万円にしかない。これでは健康で文化的な最低限度の生活を維持していくことはできない。

この200万円以下の水準は、働く貧困層といわれるいわゆるワーキング・プアと言われている。

- ・2018年の第5回子育て世帯全国調査では、可処分所得が厚生労働省の発表している貧困線を下回っている世帯の割合は母子家庭で51.4%、そして可処分所得が貧困線の半分に満たないディープ・プアと呼ばれる世帯の割合が母子家庭で13.3%となっている。このような場合、経済的困窮状態にあると認識している。
- ・2020年度の自殺者数が11年ぶりに増加に転じている。男性は減少し、女性や若年層の自殺が増えている。労働の意欲がいくらあっても働けない状況にある女性が経済的、精神的に困窮する事態が広がっている。
- ・最低賃金引上げの目的は、賃金水準の低い労働者の労働条件の改善のみならず、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争を確保し、国民経済の健全な発展に寄与することであると思っている。

③ 近隣地域との地域間格差の解消について

- ・岡山県と隣県との格差については、広島県との37円差を2,000時間で換算すると年間74,000円。兵庫県との66円差では、132,000円となっている。
- ・地域別最低賃金の地域間格差、拡大は、人材流出にも直結してくる。このままでは岡山県における中小・小規模事業者の事業継続、発展の厳しさに拍車がかかるため、改善の必要がある。

④ 岡山県における労働者の賃金水準について

- ・2021年度春季生活闘争の連合の調査結果の金額を見ると、労使関係のある企業において底上げ、底支え、格差是正の運動を前進させることができていると考えている。
- ・最低賃金の引上げは組合のない会社で働いている方々の賃金水準を上げる一面もあり、引上げをしない限り格差は広がっていくばかりである。

【使用者側の意見要旨】

- ① コロナ禍の長期化で中小企業、小規模事業者の経営に深刻な影響を与えている。特に、宿泊、飲食、交通業などは極めて厳しい。多くの企業が公的融資とか雇用調整助成金等の支援策を活用して事業継続と雇用維持に必死で取り組んでいる。中小企業庁の景況調査によると、今年4月から6月までの全国、全産業の業況判断指数DIは前期に比してマイナス25.8で、特に宿泊業はマイナス54.3、飲食業ではマイナス50と大幅に悪化している。

また、岡山県の全産業においてマイナス23.9、製造業はマイナス9.5と、前期より僅かに上昇したものの、宿泊・飲食業が属する非製造業はマイナス30.0で、前期より更に低下しているという苦境にある。

- ② このところワクチン接種が進んでいるが、再び感染が拡大し、新たな変異株の流行で予断を許さない状況にある。中央最低賃金審議会の目安審議が行われたが、最低賃金は各種指標やデータなど明確な根拠の基で納得感の

ある水準を決定すべきであり、賃金改定状況調査のいわゆる第4表を重視した審議を基本にすべきということを訴えたい。通常の事業の賃金支払能力を最も重視した審議をすべき。また、中央最低賃金審議会が目安の小委員会が開かれ使用者側は最低賃金の引上げについて、今年は現行水準の維持を強く主張した。これに対して、小委員会では、53年度の目安制度開始以降で最高額となる28円という大幅な引上げを決めたことは極めて残念で、到底納得できるものではないというのが使側の意見であり、この地方の審議会においては地域の実情を十分考慮して検討していただきたい。

- ③ 日銀の岡山支店の短観調査によると、6月の全産業の業況判断DIはマイナス2%ポイントに縮小し、製造業はプラスに転化している。

一方で非製造業はマイナス5%ポイント縮小したものの、依然としてマイナスであり、宿泊、飲食、サービス、運輸、郵便はともにマイナス50%ポイントと深刻な状況にある。令和3年度の賃金改定状況調査結果、いわゆる第4表では、岡山はCランクに分類され、そのCランクの賃金上昇率は0.5%となっている。昨年の1.3%よりも大きく下がっている。中小企業の窮状の実態が窺えるのではないかと思う。

- ④ 特に、懸念されるのは最低賃金の引上げに伴う雇用の減少であり、賃金上昇局面ではその引上げについては理解されやすいが、今はその時ではないと思う。万一、目安どおり28円の引上げの場合、引上げ率は3.36%、影響率は過去最高の13.73%となる。苦境にある中小企業に雇用調整や、最悪、廃業といった甚大なダメージになることが危惧される。今後の審議において目安28円の設定根拠の説明がなされることを要望したい。明確にならないのならば、目安をベースにした金額審議に応じられないと言わざるを得ない。

- (2) 労使が基本的な考え方を述べた後、別室協議を経て労使双方から金額の提示がなされた。金額の根拠は次の通り。

#### 【労働者側の意見要旨】

30円を提示する。

例年提示の根拠としてきた岡山県の連合リビングウェイジは、単身世帯者の月額155,000円を全国平均月間所定労働時間(164時間)で割ると950円となる。この金額に3年間で到達するためには今年度35円、次年度40円、次々年度41円の引き上げが必要となる。今年度は新型コロナの影響が長期化しているということを考慮し、この35円から5円を引き下げた金額としたい。

#### 【使用者側の意見要旨】

基本的には0円を提示する。

最低賃金を引き上げることで労働者が働くところが無くなれば仕事は当然なくなってくることになる。今年は0円回答という形で1年間辛抱してもらえな

いだろうかという考えから据え置きとしたい。

(4) 提示額に開きがあるため、次回引き続き審議することとなった。

6 配布資料 なし